

京都市告示第 41 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る駐車料金の徴収事務を委託します。

平成23年4月1日

京都市長 門川大作

京都市公金収納受託者	施設	委託する期間
財団法人京都市都市整備公社	京都市清水坂観光駐車場	平成23年4月1日から平成27年3月31日まで
	京都市銀閣寺観光駐車場	
	京都市嵐山観光駐車場	
	京都市高雄観光駐車場	
	京都市円山駐車場	
京都市四条烏丸駐車場		
社団法人日本駐車場工学会	京都市出町駐車場	
京都御池地下街株式会社	京都市御池駐車場	

(建設局土木管理部自転車政策課)